

茨城県報

第5948号

昭和46年 9月16日

木 曜 日

(明治35年 3月17日)
第三種郵便物認可

目 次

告 示

	ページ
●療養取扱機関の辞退 (国民健康保険課)	1
●国民健康保険医の登録の消除 (")	2
●救急病院の申し出の撤回 (医薬務課)	2
●自然公園法に基づく昭和46年度公園事業の決定 (観光課)	2
●茨城県立自然公園条例に基づく昭和46年度公園事業の決定 (")	3
●東山田地区土地改良事業の縦覧 (農地管理課)	4
●北浦村営北浦地区土地改良事業の縦覧 (")	4
●結城市営武井地区換地計画の縦覧 (")	5
●道路の区域変更 (道路維持課)	5
●道路の供用開始 (")	6
●海岸保全区域の指定 (2件) (河川課)	6
●石岡都市計画下水道事業計画の変更の認可 (計画第一課)	7
●土浦阿見都市計画公園事業の認可 (")	8
●道路位置の指定 (建築住宅課)	8
●浪逆土地改良区役員の就退任 (鉾田土地改良事務所)	8
●常陸川干拓土地改良区役員の就退任 (鹿島土地改良事務所)	9
●横瀬土地改良区役員の就退任 (")	10
●若松土地改良区役員の就退任 (")	11

公 告

●水戸勝田都市計画那珂湊臨港土地区画整理事業計画変更の縦覧 (計画第一課)	12
●日立都市計画多賀土地区画整理事業計画変更の縦覧 (")	12
●都市計画事業施行者の名称等 (計画第二課)	12
●開発行為の工事完了 (建築住宅課)	13

告 示

茨城県告示第956号

次の機関は、国民健康保険法第47条第1項により、療養取扱機関を辞退したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第1条第1項の規定により告示する。

昭和46年 9月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

機 関 番 号	機 関 名	所 在 地	辞退年月日
鹿国歯 第10号	野 沢 歯 科 診 療 所	鹿島郡波崎町柳川	46. 7. 30

茨城県告示第957号

下記のものからの求めにより国民健康保険医の登録を消除したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第9条により告示する。

昭和46年9月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

登 録 番 号	国民健康保険医	消除年月日
茨国医 第392号	野 沢 清	46. 7. 30

茨城県告示第958号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第2条の規定により認定した次の医療機関は救急病院の申し出を撤回した。

昭和46年9月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

名 称	所 在 地
竜ヶ崎協同病院	茨城県竜ヶ崎市馴馬町2859

茨城県告示第959号

自然公園法(昭和32年法律第161号)第12条第3項の規定により、昭和46年度の公園事業を次のとおり決定した。

昭和46年9月16日.

茨城県知事 岩 上 二 郎

昭 和 4 6 年 度 公 園 事 業

公 園 名	事 業 の 名 称	事 業 個 所	事 業 内 容
水郷筑波 国定公園	筑波山頂整備	筑波町筑波山頂(御幸ヶ原)	公共広場(継続)
	駐 車 場	麻生町麻生(天王崎)	駐車場造成(継続)
	公 衆 便 所	筑波町筑波(つつじヶ丘)	公衆便所1棟
	観 光 道 路	八郷町吉生	峰寺山西光院周辺車道の建設
	〃	真壁町羽鳥	羽鳥ユースホステル舗装(継続)
	キャンプ場整備	筑波町筑波	桜山キャンプ場(便所及び炊飯場)

駐 車 場 整 備	筑波町筑波	駐車場舗装, 筑波山麓(継続)
観 光 道 路	潮来町潮来	潮来アヤマ園入口取付道路舗装(継続)
駐 車 場 整 備	出島村志戸崎	駐車場砂利敷(継続)

茨城県告示第960号

茨城県立自然公園条例(昭和37年茨城県条例第17号)第5条第1項の規定により、昭和46年度の公園事業を次のとおり決定した。

昭和46年9月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

昭 和 4 6 年 度 公 園 事 業

公 園 名	事 業 の 名 称	事 業 個 所	事 業 内 容
笠間県立 自然公園	駐 車 場 整 備	岩瀬町富谷	富谷山小山寺周辺駐車場
	休 憩 施 設 整 備	〃	富谷山小山寺周辺休憩施設四阿1棟
	園 地 整 備	岩瀬町磯部	義民地蔵
	〃	笠間市城山	佐白山つつじ園整備
	観 光 道 路	〃	佐白山周辺観光道路友部に通ずる道路整備(継続)
太田県立 自然公園	観 光 道 路	常陸太田市天神林町	歴史の里中心広場への車道
	駐 車 場 整 備	〃	歴史の里駐車場
	歩 道 整 備	〃	歴史の里散策歩道
	休 憩 施 設 整 備	〃	休憩施設(ベンチ)
奥久慈 県 立 自然公園	ハイキングコース整備	大子町, 山方町	盛金へ籠岩へ大門地ハイキングコース
	公 衆 便 所	山方町	公衆便所
	〃	水府村	竜神川ハイキングコース公衆便所
	ハイキングコース整備	水府村, 大子町	亀ヶ淵へ籠岩へ西金ハイキングコース

	休 憩 所	山方町	休憩所 奥久慈ハイキングコース内
	〃	水府村	休憩所 竜神川ハイキングコース内
大洗県立 自然公園	観 光 道 路	那珂湊市阿字ヶ浦	阿字ヶ浦海岸道路
	園 地 整 備	大洗町大洗	園地整備, 園路, 公衆便所, 水呑場, 円形ベンチ
	観 光 道 路	茨城町下石崎	澗沼畔観光道路舗装工事
北 茨 城 県 立 自然公園	ハイキングコース整備	高萩市鳥曾根	土嶽へ鳥曾根ハイキングコース
	公 衆 便 所	〃	公衆便所
	休 憩 所	〃	休憩所
	キャンプ場整備	〃	小滝沢キャンプ場

茨城県告示第961号

真壁中部土地改良区が行なおうとする東山田地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法第48条第6項において準用する同法第8条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和46年9月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

真壁中部土地改良区定款の写し

東山田地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間

昭和46年9月21日から昭和46年10月11日まで

3 縦 覧 の 場 所

真壁町役場

茨城県告示第962号

北浦村長勢司治雄から、昭和46年6月30日付で認可申請のあつた北浦地区土地改良事業は適当と決定したので、土地改良法第96条の2第5項において準用する同法第8条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和46年9月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

北浦地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間

昭和46年 9 月 21 日から昭和46年10月11日まで

3 縦 覧 の 場 所

北浦村役場

茨城県告示第963号

昭和46年 6 月 23 日付で結城市長大木庫から認可申請のあつた武井地区の換地計画については、土地改良法第96条の 4 において準用する同法第52条の 2 第 1 項の規定に基づき適当と決定したので、同条第 4 項において準用する同法第 8 条第 5 項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

昭和46年 9 月 16 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類の名称

武井地区換地計画書

2 縦 覧 期 間

昭和46年 9 月 23 日から昭和46年10月12日まで

3 縦 覧 の 場 所、

結城市役所

茨城県告示第964号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は昭和46年 9 月 16 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和46年 9 月 16 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 道路の種類 県 道

2 路 線 名 結城石橋線

3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の副員	延 長	摘 要
結城市大字結城字砂窪 12029—1 地先から	旧	メートル 最大 7.5 最小 3.8	メートル 182.0	
結城市大字結城字柳下 12212—1 地先まで	新	最大 10.5 最小 5.0	182.0	

結城市大字結城字柳下 12161地先から	旧	最大 最小	9.7 7.0	76.0	
結城市大字結城字松木合 12246—3地先まで	新	最大 最小	9.7 7.0	76.0	
結城市大字結城字松木合 12381—2地先から 結城市大字結城字松木合 12379地先まで	旧	最大 最小	7.0 5.5	58.0	
結城市大字結城字松木合 12381—2地先から 結城市大字結城字松木合 12381—1地先まで	新	最大 最小	16.0 7.0	54.0	

茨城県告示第965号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和46年9月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和46年9月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 結城石橋線
- 2 供用開始の区間 結城市大字結城字砂窪12029—1地先から
結城市大字結城字柳下12212—1地先まで
結城市大字結城字柳下12161地先から
結城市大字結城字松木合12246—3地先まで
結城市大字結城字松木合12381—2地先から
結城市大字結城字松木合12381—1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和46年9月16日

茨城県告示第966号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により海岸保全区域を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により公示する。

昭和46年9月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

指 定 区 域

県 名	沿 岸 名	海 岸 名 (市町村名)	地区海岸名	延 長 (m)	摘 要
茨 城	鹿 島 灘	旭	上 釜	3,500	図面1のとおり
同	同	同	玉 田	2,400	〃
同	同	同	勝 下	2,600	〃
同	同	鉾 田	柏 熊	1,400	〃
同	同	同	大 竹	3,273	〃
同	同	大 洋	汲 上	3,200	〃
同	同	同	上 沢	2,454	〃
計				18,827	

関係図面は、茨城県土木部河川課において縦覧に供する。

茨城県告示第967号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により海岸保全区域を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により公示する。

昭和46年9月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

指 定 区 域

県 名	沿 岸 名	海 岸 名 (市町村名)	地区海岸名	延 長 (m)	摘 要
茨 城	鹿 島 灘	大 洗	成 田	2,800	

関係図面は、茨城県土木部河川課において縦覧に供する。

茨城県告示第968号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により、次のように告示する。

昭和46年9月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 施行者の名称 石 岡 市

2 都市計画事業の種類及び名称

石岡都市計画下水道事業

石岡都市計画下水道事業第2号山王川下水路

3 事業施行期間 昭和45年2月12日から昭和48年3月31日まで

4 事業地 石岡市大字石岡字白久台及び箕輪下地内

茨城県告示第969号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により、次のように告示する。

昭和46年9月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 施行者の名称 土 浦 市

2 都市計画事業の種類及び名称

土浦・阿見都市計画公園事業、土浦都市計画第2、2、4真鍋児童公園

3 事業施行期間 昭和46年9月16日から昭和47年3月31日まで

4 事業地 土浦市大字真鍋字大日下

茨城県告示第970号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和46年9月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

番 号	指定年月日	指 定 の 位 置	道路幅員及び延長	
			幅 員 (m)	延 長 (m)
1	46. 9. 16	勝田市大字田彦字雷土1394—14	4.00	45.20
2	〃	那珂湊市磯崎町字磯合4571—4	4.00	34.85
3	〃	鹿島郡鹿島町大字宮中 3019—3, 3020—3, 3021—5	4.00	128.00

茨城県告示第971号

行方郡潮来町大字浪逆に事務所をおく浪逆土地改良区から、次のとおり役員が就任及び退任した旨届け出があつたので土地改良法第18条第16項の規定により公告する。

昭和46年9月16日

茨城県銚田土地改良事務所長 塙 善 行

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡潮来町大字浪逆1261	理 事	柏 崎 昇之助	理 事 長
" " " 105	"	宮 本 実	
" " 大字潮来1015	"	成 井 利	
" " " 910	"	飯 田 実	
" " " 8 の 1	"	大久保 一 三	
" " " 3777 の 7	"	高 品 常 治	
" " 大字辻166 の 1	"	土 子 孫次郎	
" " 大字大洲717	"	橋 本 善 彦	
" " 大字浪逆860	"	筒 井 金 六	
" " " 1554	"	榊 原 千代松	
" " " 929	"	窪 谷 衛	
" " " 565	"	阿 部 英 雄	
" " " 447	"	村 田 三 好	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡潮来町大字浪逆1261	理 事	柏 崎 昇之助	理 事 長
" " " 565	"	阿 部 英 雄	
" " 大字潮来 8 の 1	"	大久保 一 三	
" " 大字浪逆860	"	筒 井 金 六	
" " " 929	"	窪 谷 衛	
" " " 105	"	宮 本 実	
" " " 1554	"	榊 原 千代松	
" " 大字潮来3777 の 7	"	高 品 常 治	
" " " 1015	"	成 井 利	
" " 大字浪逆447	"	村 田 三 好	
" " 大字大洲717	"	橋 本 善 彦	
" " 大字潮来910	"	飯 田 文 夫	
" " 大字辻64	"	荒 張 忠 男	

茨城県告示第972号

鹿島郡神栖町大字溝口4991に事務所をおく常陸川干拓土地改良区から、次のとおり役員が退任及び就任した旨届け出があつたので、土地改良法第18条第16項の規定により公告する。

昭和46年9月16日

茨城県鹿島土地改良事務所長 岡 野 健 次

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿島郡神栖町大字萩原972	理 事	鈴 木 栄	理 事 長
" " 大字日川2030 の 7	"	浅 野 信 三	副 理 事 長
千葉県香取郡東庄町笹川い643	"	鵜 野 沢秀弥	副 理 事 長
鹿島郡神栖町大字萩原997	"	花ヶ崎 政 雄	会 計

鹿島郡神栖町大字日川1139	理 事	保 立 清 二
" " " 1537の28	"	保 立 五郎吉
" " " 65の3	"	小 峰 松太郎
" " 大字萩原633	"	野 口 正 義
" " " 810	"	花ヶ崎 英 俊
千葉県香取郡東庄町笹川い5506	"	林 博
" " " " 4714	"	青 柳 誠 一
" " " " 4714	"	細 野 政 司
鹿島郡神栖町大字萩原664	監 事	野 口 美佐男
" " 大字日川896	"	松 浦 正 水
千葉県香取郡東庄町笹川い558	"	向 後 三 郎

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿島郡神栖町大字日川2030の7	理 事	浅 野 信 三	理 事 長
千葉県香取郡東庄町笹川い643	"	鵜 野 沢秀弥	副 理 事 長
鹿島郡神栖町大字萩原997	"	花ヶ崎 政 雄	副 理 事 長
" " 大字日川1048	"	高 島 紀 雄	会 計
" " " 954	"	保 立 一 衛	
" " " 1695	"	小 峰 清	
" " " 1511	"	平 山 耕 作	
" " 大字萩原657	"	花ヶ崎 康	
" " " 629	"	野 口 和 重	
" " " 988	"	荒 沼 徳 二	
千葉県香取郡東庄町笹川い4774	"	松 沢 昇	
" " " " 635	"	高 橋 新 一	
鹿島郡神栖町大字日川1103	監 事	椎 名 稔	総 括 監 事
" " 大字萩原704	"	野 口 弘 一	
千葉県香取郡東庄町笹川い4714	"	宮 野 仙治郎	

茨城県告示第973号

鹿島郡神栖町大字横瀬に事務所をおく横瀬土地改良区から、次のとおり役員が退任及び就任した旨届け出があつたので、土地改良法第18条第16項の規定により公告する。

昭和46年9月16日

茨城県鹿島土地改良事務所長 岡 野 健 次

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿島郡神栖町大字横瀬893	理 事	管 野 哲 障	理 事 長
" " " 857	"	萩 原 和 夫	会 計
" " " 761の4	"	野 口 栄	
" 波崎町大字太田276	"	鈴 木 敏 夫	
" " " 156	"	磯 民 助二郎	
" " " 105	"	安 藤 芳 衛	
" " " 661の2	"	奥 田 新 一	

鹿島郡神栖町大字横瀬860	監 事	田 谷 賢 二	総 括 監 事
" " " 858	"	木野本 壱	
" " " 765の1	"	大 木 藤 治	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿島郡波崎町大字太田3083	理 事	菅 野 和	理 事 長
" 神栖町大字横瀬771の3	"	田 谷 栄 一	会 計
" 波崎町大字太田754	"	安 藤 保 雄	
" " " 28	"	杉 沢 勇 治	
" 神栖町大字横瀬885	"	石 神 和	
" 波崎町大字太田116	"	加 藤 朋 一	
" " " 265の1	"	桜 井 威	
" 神栖町大字横瀬792の3	監 事	渡 辺 進	総 括 監 事
" " " 782の14	"	長谷川 信 吉	
" " " 761	"	野 口 豊	

茨城県告示第974号

鹿島郡波崎町大字柳川に事務所をおく若松土地改良区から、次のとおり役員が退任及び就任した旨届け出があつたので、土地改良法第18条第16項の規定により公告する。

昭和46年9月16日

茨城県鹿島土地改良事務所長 岡 野 健 次

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿島郡波崎町大字柳川3073	理 事	高 橋 誠	理 事 長
" " " 3935	"	落 合 市 郎	副 理 事 長
" " " 3873	"	宮 沢 政 男	
" " " 3622	"	渡 辺 千 治	
" " " 3739	"	堀 口 豊 七	
" " " 3668	監 事	高 島 金 一 郎	総 括 監 事
" " " 2357	"	宮 内 利 一	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿島郡波崎町大字柳川3873	理 事	宮 沢 政 男	理 事 長
" " " 3935	"	落 合 市 郎	副 理 事 長
" " " 3923	"	白 石 一	
" " " 3622	"	渡 辺 千 治	
" " " 2955	"	高 橋 進	
" " " 3073	監 事	高 橋 誠	総 括 監 事
" " " 3739	"	堀 口 豊 七	

公 告

●水戸勝田都市計画那珂湊臨港土地区画整理事業の事業計画の変更

昭和39年3月31日付で変更した水戸勝田都市計画那珂湊臨港土地区画整理事業の事業計画を変更したいので、都市計画法施行法(昭和43年法律第101号)第36条第1項の規定に基づく改正前の土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第55条第10項で準用する同条第1項及び土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第3条の規定に基づき、次のとおり公告する。

昭和46年9月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 縦覧開始の日 昭和46年9月20日
- 2 縦覧場所 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号
水戸土地区画整理事務所
- 3 縦覧時間 午前9時から午後4時30分まで

●日立都市計画多賀土地区画整理事業の事業計画の変更

昭和42年3月25日付で変更した日立都市計画多賀土地区画整理事業の事業計画を変更したいので、都市計画法施行法第36条の規定に基づき、なお従前の例とされた改正前の区画整理法(昭和29年法律第119号)第55条第10項で準用する同条第1項及び改正前の土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第3条の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

昭和46年9月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 縦覧開始の日 昭和46年9月20日
- 2 縦覧場所 茨城県水戸市三の丸1丁目5の38
水戸土地区画整理事務所
- 3 縦覧時間 午前9時から午後4時30分まで

●都市計画事業の施行者の名称等

土浦阿見都市計画道路事業について、昭和46年8月30日建設省告示第1475号で認可した旨告示されたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第66条の規定により次のとおり公告する。

昭和46年9月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 都市計画事業の種類及び名称
土浦阿見都市計画道路事業土浦都市計画道路2等大路第1類第7号土浦学園線
- 2 施行者の名称 茨 城 県
- 3 事務所の所在地 水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県庁

4 事業地の所在 土浦市宇田宿、西大町、大町、東大町及び小山町地内

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和46年8月20日に完了したことを公告する。

昭和46年9月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 工事を完了した施行地区に含まれる地域の名称

猿島郡総和町大字西牛ヶ谷字久保876番地

2 許可を受けた者の住所及び氏名

古河市大字東121番地

高 橋 謙 次

県政の総覧……県民の六法

茨城県報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課あてお申し込み下さい。購読料は，昭和46年4月1日から送料とも1ヵ月300円です。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 3 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所